

公募型プロポーザル方式による手続きを実施するため、次のとおり公告する。

熊本市長 大西 一史

## 1 業務概要

### (1) 委託業務名

熊本市視覚障害生活訓練等指導者養成事業委託

### (2) 目的及び概要

ア 本市が実施する視覚障がい者生活訓練事業（以下、「生活訓練事業」という。）に専従できる視覚障害生活訓練等指導者（以下、歩行訓練士という。）を養成・増員し、スムーズに訓練を受講できる体制を整えることで、視覚障がい者の社会参加及び復帰を後押しする等、視覚障がい者の福祉向上を図るもの。

イ より良い技能と意欲を持った歩行訓練士の養成環境構築のため、生活訓練等の視覚障がい福祉に関するノウハウや知見を活用した指導及び支援を行うことができる団体等を委託先として選定するもの。

※詳細は基本仕様書を参照のこと。なお、特段の記載が無い限り、基本仕様書に記載の内容は提案内容に関わらず、必須のものとする。

### (3) 履行場所

熊本市内 他

### (4) 履行期間

契約締結日から令和10年（2028年）3月31日まで

### (5) 提案上限額

7,800千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※提案内容に関わらず、この上限額を越える提案は無効とする。

## 2 担当部局

〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目1番1号

ウェルパルクまもと 3階

熊本市 健康福祉局 障がい者支援部 障がい福祉課 総務班

電話096-361-2519（直通）

メールアドレス shougai Fukushi@city.kumamoto.lg.jp

## 3 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成20年告示第731号）第5条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年告示第199号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 業として本件プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。
- (9) 熊本市公契約条例（令和7年条例第54号）第8条に基づき誓約書を提出するなど、本条例を遵守していること。
- (10) 養成機関への派遣研修の修了後、生活訓練事業にて実務研修を行うため、下記の条件を満たしていること。
  - ア 熊本市内に本店を有する者であること。
  - イ 実務研修における指導者として、現に歩行訓練士を雇用していること。

#### 4 申請手続等

- (1) 参加表明書、仕様書等の交付期間及び方法

令和8年（2026年）4月21日（火）から同年5月8日（金）まで

熊本市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は2の担当部局で配布する。（担当部局での配布については熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）

郵送又は電送（FAX、電子メール等）による交付は行わない。

担当部局での配布は、午前9時から午後5時まで。熊本市ホームページでは、その運用時間内にダウンロードできる。

なお、仕様書等は、令和8年（2026年）5月21日（木）までの間、2の担当部局で閲覧に供する。

- (2) 参加手続き等

本件プロポーザルの参加希望者は、参加表明書及びその他の必要書類（以下「参加表明書等」という。）を提出し、参加資格の有無について市長の確認を受けなければならない。提出方法等は、次によるものとする。

ア 提出書類

(ア) 参加表明書（様式第1号）

(イ) 参加資格審査調書（様式第2号）

- (ウ) 3(7)及び(10)アを証する書面の写し（参加表明書等提出期限日時点で有効なものに限る。）
- (エ) 雇用する歩行訓練士の資格を証する書面等の写し及び雇用を証する書面等の写し（参加表明書等提出期限日時点で有効なものに限る。）

#### イ 提出方法

持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

- (ア) 持参の場合は、午前9時から午後5時まで。（休日を除く。）
- (イ) 郵送の場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。
- (ウ) 電子メールにより提出する場合は、必ず電話で着信を確認すること。

#### ウ 提出期限

令和8年（2026年）5月8日（金）午後5時まで

提出方法を問わず、上記期限までに必着のこと。不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。電子メールにより提出する場合は、提出期限までに着信確認を行うこと。

#### エ 提出部数

1部とする。

#### オ 提出先

2の担当部局

郵送の場合は、封筒の表面に、申請する「件名」及び「参加表明書在中」を明記すること。

#### カ 留意事項

- (ア) 様式については、参加表明書等提出日時点において記載すること。
- (イ) 4(2)アにより提出された参加表明書等により、参加資格を有することが判断できない場合は、参加資格がないものとする。
- (3) 参加資格の確認については、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）は、書面により通知する。

#### 5 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、市長に対して、参加資格がないと判断した理由を、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、説明を求められた者に対し書面により回答する。

#### 6 説明会

説明会等は実施しない。

#### 7 仕様書等に対する質問

(1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次のとおり質問書を提出すること。

ア 提出方法

書面（様式第5号）により、持参又は電子メールで提出すること。

ただし、電子メールの場合は必ず電話で着信を確認すること。

イ 提出期限

令和8年（2026年）5月7日（木）午後3時まで

ウ 提出先

2の担当部局

(2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市のホームページにも掲載する。

ア 閲覧期間

令和8年（2026年）5月8日（金）までに開始し、同年5月21日（木）までとする。

イ 閲覧場所

2の担当部局

8 プロポーザルに参加する者が1者である場合の措置

参加する者が1者である場合は、再度公告して参加表明書等の提出期限を延長するものとする。この場合、必要に応じて案件に係る参加資格の変更又は履行期間の変更を行うことがある。なお、再度公告し、参加表明者が1者以上あった場合、業者選定を実施する。

9 提案書等の提出

4(3)の通知により参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、提案書等を提出するものとする。

(1) 提出書類及び提出方法

持参又は郵送により、以下のアからオに掲げる書類（以下、「提案書等」という。）を提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。

ア 業務提案書提出書（様式第3号）

イ 業務実施体制調書（様式第4号）

ウ 業務提案書（様式自由）

エ 概算見積書及び内訳書（様式自由）

オ 業務工程表（様式自由）

提出書類の規格はA4サイズ・片面とする。A4サイズより大きな書類がある場合は、A4サイズに折り込むこと。

(2) 提出期限

令和8年（2026年）5月18日（月）午後5時まで

提出方法を問わず、必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。

- (3) 提出部数  
正本1部、副本3部とする。  
※副本については、添付書類を含め、正本から社名及び社名を類推できる表現・ロゴ等を外したものとすること。

- (4) 提出先  
2の担当部局

## 1 0 提案書等のヒアリング及び審査の実施

- (1) 実施日時  
令和8年（2026年）5月21日（木）
- (2) 実施場所  
熊本市中央区大江5丁目1番1号 ウェルパルクまもと 3階  
時間・出席者は、別途指示するもの。
- (3) 実施方法  
対面による質疑応答形式
- (4) 提案書等に関するヒアリングは、審査基準に示す審査項目のうち、次に掲げる評価項目（以下これらを「ヒアリング実施項目」という。）に対して実施するものである。
- ① 評価項目1「基本的事項」
  - ② 評価項目2「実施体制」
  - ③ 評価項目3「将来性」
  - ④ 評価項目4「加点」
  - ⑤ 評価項目5「類似実績」
- (5) ヒアリング時の説明に際しては、提出した提案書等のみを使用することとし、ヒアリング時の追加資料は受理しない。
- (6) ヒアリングを正当な理由なく欠席した場合は、このプロポーザルは無効とする。ただし、悪天候、出席予定者の事故等市長がやむを得ないと認める理由により欠席した場合で、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリングを実施できるときは、再度市長が指示した日時にヒアリングを行うものとし、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリング等を行うことが困難であると認められるときは、このプロポーザル参加者のヒアリング実施項目は、全て0点として取り扱うものとする。

## 1 1 審査の方法等

- (1) 審査の主体  
「熊本市視覚障害生活訓練等指導者養成事業委託業者選定委員会設置要綱」に基づき「熊本市視覚障害生活訓練等指導者養成事業委託業者選定委員会」にて行う。
- (2) 審査の基準  
「熊本市視覚障害生活訓練等指導者養成事業委託提案書等審査基準」によるものとする。
- (3) 審査の方法

提案書等及びヒアリングを基に審査し、最高得点者を契約候補者、次点の者を契約次点候補者として決定する。ただし、最高得点者が複数ある場合は、くじによりを決定する。

(4) 審査結果の通知

審査の結果は、書面により通知する。

1 2 プロポーザル審査結果の公表に関する事項

契約候補者を決定した場合は、担当課での閲覧及び熊本市ホームページにより次の事項を公表するものとする。

- (1) 提案者の商号又は名称（ただし提案者が2者であった場合は、契約候補者の商号又は名称のみ表示）
- (2) 提案者（契約候補者のみ商号又は名称を表示）の評価点

1 3 契約候補者として選定されなかった者に対する理由の説明

- (1) 契約候補者とならなかった者は、契約候補者の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して契約候補者として選定されなかった理由について書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

1 4 仕様の詳細に係る協議

- (1) 本業務委託に係る仕様の詳細については、契約候補者の提案書に記載された提案内容をもとに、契約候補者と協議を行い、市にて決定するものとする。この場合において、提案書等に記載した提案内容について、契約候補者からの変更は原則として認めないものとする。ただし、市に不利にならない変更であって、プロポーザル方式の審査の公平性、透明性及び競争性に影響を及ぼさないものとして市が認めるものについては、この限りではない。
- (2) 契約候補者と協議が調わなかった場合は、契約次点候補者を新たな契約候補者として仕様の詳細について協議を行うものとする。この場合における当該契約次点候補者の提案内容の取扱いについても、1 4 (1)と同様とする。
- (3) 契約候補者と協議が調った場合は、契約候補者は当該仕様にに基づき、見積書を提出するものとし、予定価格の制限の範囲内で市と契約を締結するものとする。

1 5 その他の留意事項

- (1) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金  
熊本市契約事務取扱規則（昭和39年規則第7号）第22条の定めると

ころにより、契約候補者は、契約金額（単価契約の場合は、契約金額に予定数量を乗じて得た額）の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合では、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、契約書の写しに発注者が契約の適正な履行完了を認めた書類の写しを添えても可。）を提出したとき。

(3) 参加表明書等に関する事項

ア 提出期限までに参加表明書等及び提案書等を提出しなかった場合は参加者として認められないものとする。

イ 参加表明書等及び提案書等の作成及び提出並びにヒアリングに係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加表明書等及び提案書等は、返却しない。なお、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）の規定により、開示する場合がある。

エ 提出された参加表明書等及び提案書等は、参加資格の確認及び提案内容の評価以外に提出者に無断で使用しない。

オ 提出期限後における参加表明書等及び提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。

カ 参加表明書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、この参加表明書等を無効とし、参加資格の取消し、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

キ 提案書等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合は、この提案書等を無効とし、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

(4) 参加資格の確認を行った日の翌日から契約候補者決定までの間に、参加資格があると認めた者が参加資格がないものと判明した場合は、参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由について書面により説明を求めることができる。

(5) 契約候補者の決定後契約締結までの間に、契約候補者が3に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

(6) 申請書類等は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること（消せるボールペンは不可）。

(7) 業務責任者の確認等

ア 申請書等又は提案書等に記載した配置予定の業務責任者、視覚障害生活訓練等指導者及び担当者は、原則として履行が完了するまで変更できないものとする。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない事由が生じたとは、当初の配置予定の者と同等以上の資格及び経験を有する者を配置するものとして市長の承認を得た場合に限り、変更することができるものとする。この場合に市長の承認を得るためには、診断書その他市長が必要と認める書類を提出しなければならない。

イ アに違反した場合は、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うものとする。